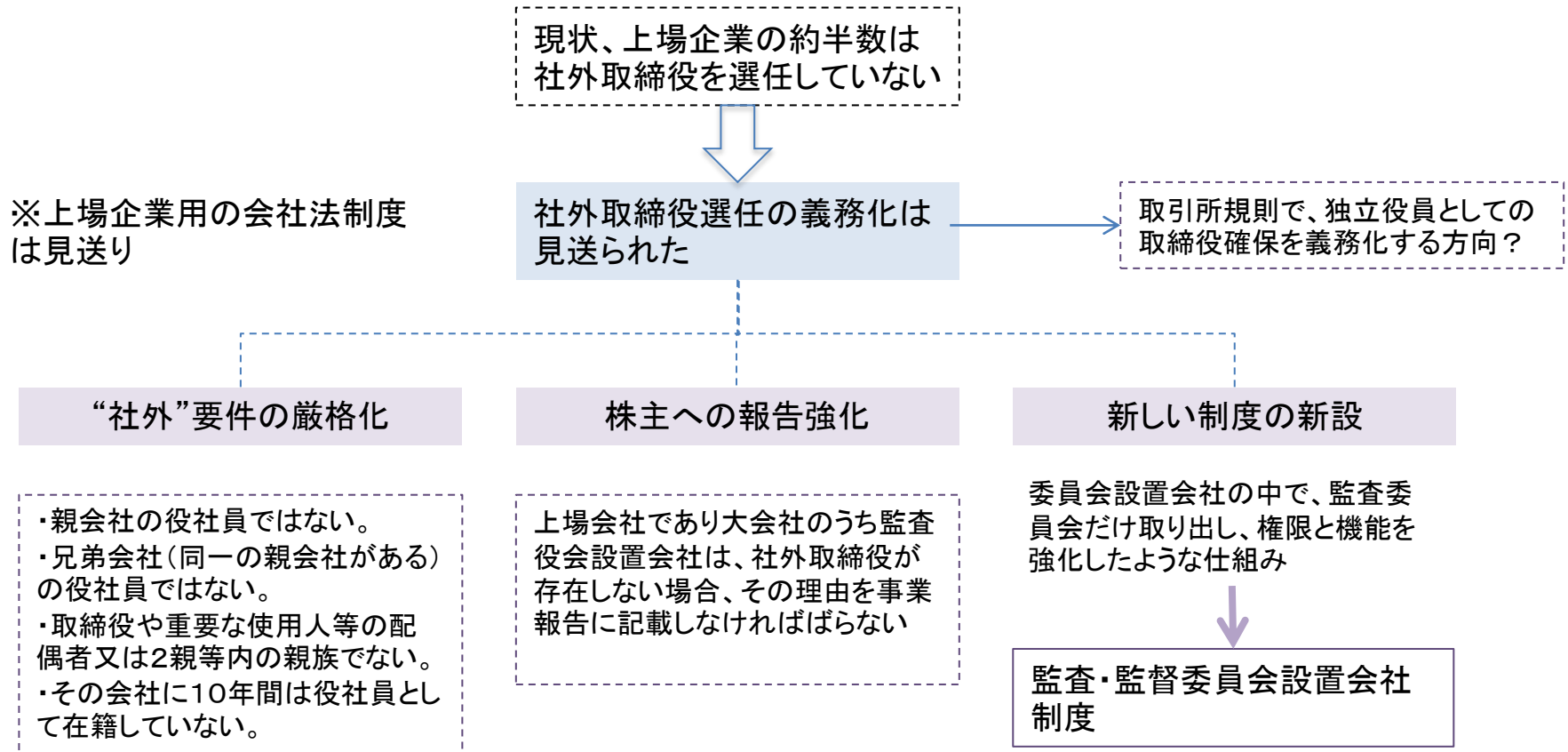


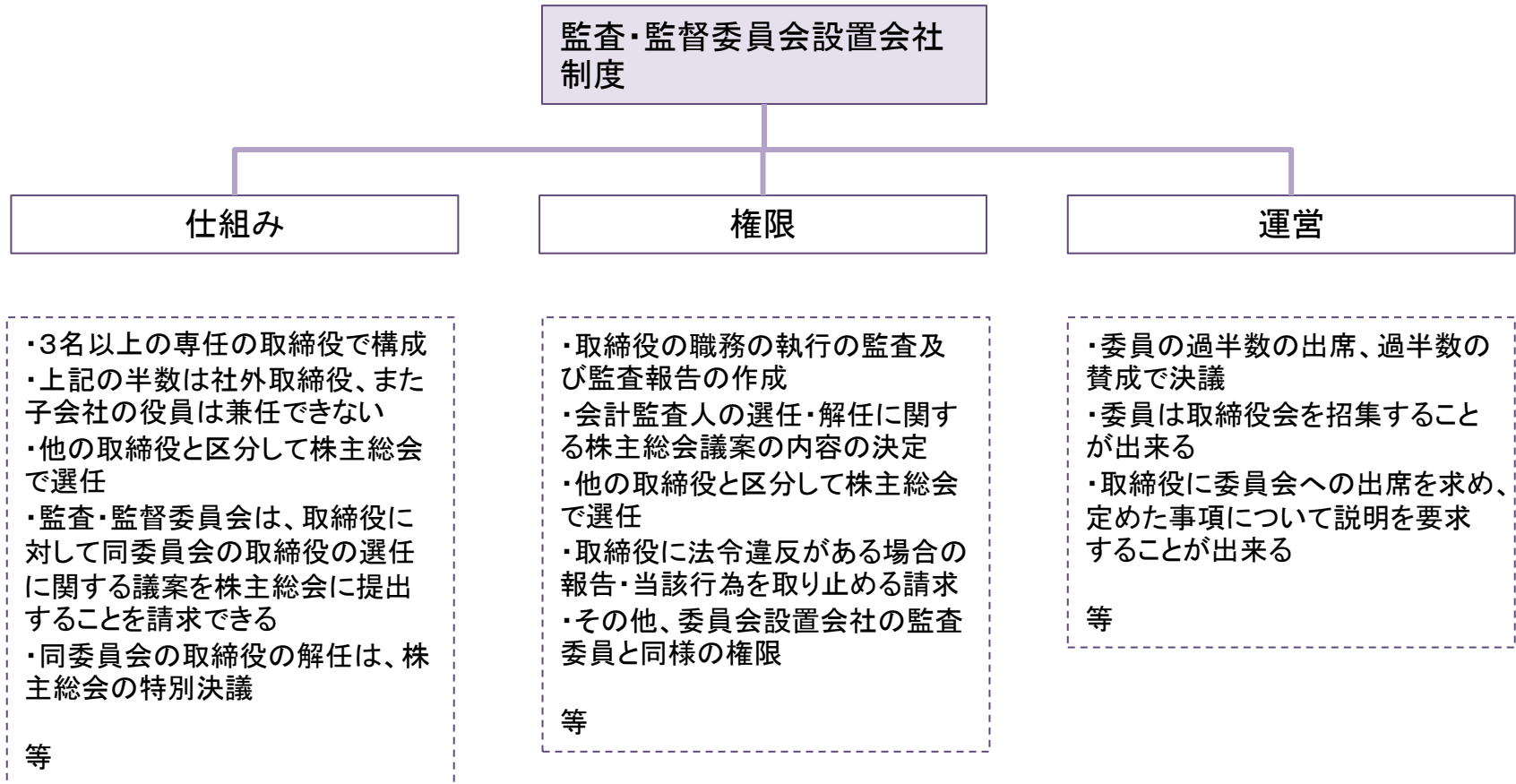
会社法はどう変わるのか～（平成24年7月末時点）

コーポレートガバナンス強化の概要（1）＝社外取締役



会社法はどう変わるのか～（平成24年7月末時点）

コーポレートガバナンス強化の概要（2）＝監査・監督委員会設置会社制度



会社法はどう変わるのか～（平成24年7月末時点）

コーポレートガバナンス強化の概要（3）＝ファイナンス

現行、希薄化が25%以上の場合、
・株主総会で決議 若しくは
・第三者委員会の適正意見
(取引所ルール)

上場企業で、支配権が変わる
ような、第三者割当増資(新株
予約権の割り当ても含む)に対
する規制強化

株主への通知

・第三者割当増資などで、割当先
の新株主が、議決権を50%以上
保有することになる場合、割当先
の情報について株主の通知しな
ければならない。
・通知する代わりに公告も可能
・株主割当増資やライツオフオリ
ングは除く

主要株主の権利

・左の場合、10%以上を保有する
株主(主要株主)は、反対する旨を
企業に通知出来る
・上記の場合、当該増資の可否を
株主総会で決議する必要がある
・但し、当該上場企業の財務状況
が著しく悪化して、会社存立を維
持する緊急の場合は除かれる

仮装払込みに対する対応策

・引受人は、仮装払込みの全額を
払込む必要がある

・仮装払込みの増資を取締役会決
議した取締役は、その全額を支払
う義務を負う

※会社法見直しに関する要綱案(第一
次案)をもとに弊社作成